

昭和町第5次総合計画

5th Synthesis Plan



資料編

昭企第 号
平成 23 年 7 月 11 日

総合計画審議会会長殿

昭和町長 角野 幹男

昭和町第 5 次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

このことについて、昭和町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、意見を求めます。

諮問事項

昭和町第 5 次総合計画後期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の内容について

平成 23 年 9 月 2 日

昭和町長 角野 幹男 殿

昭和町総合計画審議会
会長 河西 忠則

昭和町第 5 次総合計画後期基本計画について（答申）

平成 23 年 7 月 11 日付け昭企第 116 号にて諮問のあった昭和町第 5 次総合計画後期基本計画について、昭和町総合計画審議会条例第 2 条に基づき慎重に審議・検討した結果、原案を妥当と認めますので、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 第 5 次総合計画後期基本計画書については別紙のとおりです。昭和町第 5 次総合計画基本構想との整合を図るとともに、基本構想に示す方針を遵守されたい。
2. 財政状況など厳しい環境下ではありますが、計画書に盛り込まれた施策を着実に推進するよう努力されたい。
3. 計画書の策定にあたり、町民及び各審議委員から提出された意見について十分尊重されたい。

昭和町総合計画審議会条例

昭和 44 年9月 25 日

条例第 14 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、昭和町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、昭和町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 議会議員 | 5人 |
| (2) 一般住民代表 | 3人 |
| (3) 関係団体の役職員 | 5人 |
| (4) 学識経験者 | 7人 |

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、調査研究等の会務を処理するため、幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画行政課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和 61 年条例第 20 号)

この条例は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

第5次総合計画審議会名簿

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|------------------------|--------------|---------------|-------|
| 1号委員 議会議員 5人 | 昭和町議会 | 議 長 | 萩原 馨 |
| | 昭和町議会 | 副議長 | 樋口 敏夫 |
| | 昭和町議会 | 総務常任委員長 | 三井 猛 |
| | 昭和町議会 | 産業土木常任委員長 | 田中 博愛 |
| | 昭和町議会 | 教育厚生常任委員長 | 河田あけみ |
| 2号委員 一般住民 代表3人 | 区長会 | 会 長 | 石川 重明 |
| | 愛育会女性団体連絡協議会 | 会 長 | 廣瀬はるみ |
| | 食生活改善推進委員会 | 会 長 | 鮎川 寛子 |
| 3号委員 関係団体の 役職員5人 | 体育協会 | 副会長 | 雨宮 幹夫 |
| | 商工会 | 会 長 | 河西 忠則 |
| | 社会福祉協議会 | 副会長 | 中澤 孝造 |
| | 昭和町消防団 | 団 長 | 今村 力 |
| | 釜無工業会 | 会 長 | 久保田 徹 |
| 4号委員 学識経験者 7人 | 監査委員 | 代表監査委員 | 石原 政彦 |
| | 教育委員 | 委員長 | 曾根真由美 |
| | 農業委員会 | 会 長 | 長沼 宣雄 |
| | 文化財審議会 | 会 長 | 田代 孝 |
| | 都市計画審議会 | 会 長 | 堀内 正美 |
| | いきがいクラブ連合会 | 会 長 | 若尾 敏夫 |
| | 県身体障害者相談員 | 委員(町障害者福祉会会長) | 望月 藤雄 |

昭和町第5次総合計画－後期基本計画

平成23年9月

発行 山梨県昭和町
〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2
編集 企画財政課
策定支援 株式会社 サンニチ印刷 コンサルティング室
制作・印刷 株式会社 サンニチ印刷

